

Q&A

質問	回答
利用者登録番号の入力は必要か。	継続申請の場合は、必ず入力が必要です。システムで確認いただくか、不明な場合は0854-23-3037(財政課入札契約係)までお問い合わせください。
特別点項目の入力は必要か。	安来市内に本店を置き土木一式工事又は建築一式工事を申請する業者のみ入力が必要です。 <u>それ以外の業者は入力しないでください。</u>
使用印鑑届の使用印は受任者の印鑑か。	使用印鑑届に押印する印鑑は全て本社の印鑑となります。 支店等の使用印は委任状に押印してください。
社会保険料納入証明書の申請事由欄について、「他市への申請のため」となっている証明書の写しの添付でも良いか。	証明内容が満たされていれば問題ありません。

注意事項

提出書類	注意事項
業態調書	「資本関係に関する事項」、「役員の兼任に関する事項」の2箇所該当の有無を記入してください。「役員の兼任に関する事項」への記載漏れがあります。
営業所一覧表	システムにデータを添付したものを印刷して提出してください。書面での提出漏れがあります。
工事経歴書、技術職員名簿	書面の提出はシステムにデータが添付できない場合のみです。
安来市の市税納税証明書	営業所等でなく、本店の証明書を申請してください。